

令和4年北海道告示第154号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道網走郡津別町字幸町地内の土地を起業地とする「津別町役場庁舎駐車場敷地拡張事業」（以下「本件事業」という。）である。

津別町役場は、令和3年3月に新庁舎が完成し、同年5月から供用を開始しているが、新庁舎建設を機に、それまで別の地区で業務を行っていた津別町社会福祉協議会、津別町社会福祉協議会ヘルパー事業所及び津別町人材活用センターが新庁舎に移転することになり、在庁する職員が34名増加したことにより、庁舎駐車場が不足することとなった。

また、町内巡回バス事業のために新規購入した公用車用の駐車場と車庫も不足している。

本件事業は、庁舎近隣の土地と建物を駐車場敷地及び公用車車庫として利用するために買収するものであるが、公共交通機能が必ずしも充分とは言えない当該地域においては、庁舎駐車場は、行政運営に不可欠であることから、本件事業は、第3条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎、地方公共団体の事務又は事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

町は、本件事業に必要な予算を一般財源により計上しており、議会の議決も得ていることから、十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業の完成により、新庁舎に必要な駐車スペースが確保され、利便性の向上や行政運営の円滑化が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件起業地は、津別町の中心街に位置し、既に住宅や店舗、公共施設等が整備されており、絶滅の恐れのある動植物の生息がないことも確認されているので、環境への影響は極めて小さい。

また、本件起業地には、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地は確認されていないため、失われる利益は軽微である。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

事業候補地として、庁舎隣接地で平坦かつ公道に面している三箇所を比較検討した結果、住宅等の移転が必要なく、起業地内の建物を車庫として利用できること、費用が最も安価であることから、本件起業地を選定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

新庁舎に必要な駐車スペースは 136 台分であるところ、116 台分しか確保できておらず、職員と来庁者に不便を与えている。

また、確保しているスペースのうち 53 台分は旧庁舎解体後の跡地を見込んでおり、解体工事が終了する令和 4 年度末までは使用できず、利便性を欠く状況となっているため、早急に駐車スペースを確保する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲にとどめられている。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。